

川内駐屯地食器洗浄及び清掃作業の部外委託に関する仕様書

自 令和7年 4月 1日

至 令和8年 3月31日

川内駐屯地業務隊

## 仕 様 書

## 調達要求番号：

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		2	
食器洗浄及び 清掃作業部外委託	作	成	令和6年11月19日
	変	更	令和 年 月 日
	作成部隊等名		川内駐屯地業務隊

## 1 総 則

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊の川内駐屯地（以下、「官側」という。）食堂において実施する食器洗浄作業、食堂清掃作業などの部外委託について規定する。

## 1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

## a) 契約担当官

食器洗浄作業及び食堂清掃作業の部外委託に係わる契約を締結する者

## b) 検査官

契約担当官の任命を受けて、補助者として食器洗浄作業及び食堂清掃作業の部外委託に係わる契約履行の適否の検査を行う者

## c) 監督官

契約担当官の任命を受けて、補助者として食器洗浄作業及び食堂清掃作業の部外委託に係わる契約履行の過程における監督を行う者

## d) 受託者

食器洗浄作業及び食堂清掃作業の部外委託契約を請け負う者

## e) 作業従事者

この役務に直接従事する者

## f) 現場責任者

作業現場における一切の責任を有し、作業従事者の管理、技術指導、官側との交渉等に従事する者

## 1.3 本委託業務の概要

官側の施設、器材を使用して、食器・配食缶類の洗浄、食堂(事務室、厨房及び糧食倉庫を除く。)の清掃及びこれらに付随する作業、並びに作業量の減少に伴う付加作業を行うものである。

駐屯地において、洗浄する食器・食缶類の標準的な種類及び数量は表1のとおりであるが、災害等の不測事態、訓練等により食数の増減、喫食時間の変更をする場合、受託者は官側との調整により柔軟に対応するものとする。

## 2 役務に関する要求

## 2.1 作業の条件

## 2.1.1 受託者の作業条件

受託者の作業条件は次による。

- a) 日々の作業において現場責任者を1名配置するものとし、官側が示す予定喫食数等に応じ別紙第1「令和7年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値」及び別紙第2「川内駐屯地食堂における食器洗浄人員の配置」を基準として、本委託業務を完成するために必要な作業従事者の間側と協議の上自らの判断で算定し、示された時期までに作業従事者勤務割出表を提出し、官側の同意を得ることとする。この際、作業従事者勤務割出表に同意が得られなかった場合、官側は改善を勧告する。
- b) 作業従事者については、身元保証が確実なことを確認した上で編成するとともに、事故防止、秘密保全その他関係法令等を厳守するものとする。

- c) 受託者の経費負担は、次のとおりとし、作業に必要な消耗品等は業務の受託中不足がないよう準備するものとする。
- 1) 作業用被服類、食器洗浄及び食堂清掃等の作業に必要な消耗品
  - 2) 保健衛生用消耗品
  - 3) その他、官側の準備するもの以外全て。  
別紙第3 食器洗浄及び清掃作業年間を通じて必要となる消耗品のリスト（基準）
- d) 器材等の使用に当たっては、次の事項を厳守するものとする。
- 1) 安全に万全を期す。
  - 2) 作業従事者自らが器材等を使用して負傷した場合は、受託者の責任と費用負担において処置をするものとする。
  - 3) 使用前の安全点検、使用後の点検・手入れによって、器材の故障を未然に防止する。  
なお、施設及び器材等の維持、修理は原則として官側の負担とする。
- e) 本役務の実施に伴い、故意又は過失によって施設又は器材等に損害を与えた場合は、速やかに監督官又は検査官に報告するとともに、受託者の責任において速やかに現状に復旧するものとする。
- f) 使用する施設及び器材等は、本業務以外に使用してはならない。

## 2.1.2 作業従事者の服

作業従事者の川内駐屯地内における一般的な厳守事項は、隊員に準ずるものとする。

## 2.1.3 作業従事者の作業条件

作業従事者の作業条件は、次による。

- a) 日本国籍を持ち、心身ともに作業に支障のない者
- b) 現場責任者の作業条件  
現場責任者は、勤務時間中、常時青腕章などを装着し、所在を明確にする。

## 2.2 作業の内容

### 2.2.1 食器・配食缶の洗浄及びこれらに付随する作業

- a) 喫食後の食器類を食器洗浄機、洗剤などを使用して洗浄し、食器かごなどに分類・整理して収納の上、指定の場所に格納する。この際、食器かご及び食器消毒保管庫等の保管器材が汚れている場合は洗浄・手入れする。
- b) 配食後の食缶類を水槽、洗剤等を使用して洗浄し、指定の場所に格納する。この際、保管棚等の保管容器が汚れている場合は洗浄・手入れする。
- c) 食器洗浄機、水槽、その他洗浄に使用した器材・用具は、使用後に洗浄・手入れし、指定の場所に格納する。
- d) 作業終了後、食器洗浄室を清掃する。

### 2.2.2 食堂（事務室、厨房及び糧食保管庫を除く。）の清掃及びこれに付随する作

- a) 喫食終了後、食卓、椅子、食卓備付品などを雑巾又は布巾を使用して清掃する。
- b) 喫食終了後、食堂の床、ドアなどを清掃器材・用具を使用して清掃する。特に汚れている箇所は水洗いする。
- c) 作業終了以後、清掃器材・用具を手入れし、指定の場所に格納する。

## 2.3 作業量

### 2.3.1 食器洗浄作業

洗浄する食器・食缶類の種類及び数量は表1を基準とする。

表1－洗浄する食器・配食缶類の標準的な種類及び数量

作業区分 種類		1日当たりの平均予定数量					
		平日			休日		
		朝食	昼食	夕食	朝食	昼食	夕食
食器類	飯わん	135個	170個	125個	0個	70個	70個
	汁わん	135個	170個	125個	0個	70個	70個
	菜皿又は洋皿	135個	170個	125個	0個	70個	70個
	小皿	135個	170個	125個	0個	70個	70個
	小鉢	135個	170個	125個	0個	70個	70個
	湯のみ	135個	170個	125個	0個	70個	70個
	盆	135個	170個	125個	0個	70個	70個
	はし	135個	170個	125個	0個	70個	70個
食缶類	食缶（飯用）	1個	1個	1個	0個	1個	1個
	食缶（汁用）	1個	1個	1個	0個	1個	1個
	食缶（菜用）	1個	1個	1個	0個	1個	1個
注 記							

### 2.3.2 食堂清掃作業

各食後に清掃する食堂の面積及び食卓・椅子等の数量は表2を基準とする。

表2－清掃する食堂の面積及び食卓・椅子等の数量

区 分	面積又は数量
食 堂	317.96㎡
食器洗浄室	34.00㎡
食 卓	40個
い す	160個
食卓備付品	40組

### 2.4 作業時間

作業開始時刻及び終了時刻は、表3を基準とする。

表3－作業開始時刻及び終了時刻

区 分	開始時刻	終了時刻
朝食作業	9時00分	11時00分
昼食作業	11時30分	13時30分
夕食作業	15時00分	19時00分

### 2.5 その他

作業の内容、作業量、作業開始時刻及び終了時刻については、日々の監督官が作業の都度指示する。

### 3 監督及び検査

- a) 各作業の実施時間、作業要領等について監督官から調整を受けた場合は、現場責任者は適切に対応するものとする。
- b) 次の判定基準に基づき監督・検査を受けるものとする。

時期等	項目	判定基準
その日の作業開始時	実施態勢	献立、予定喫食者数及び配置基準等に基づき、業務を履行するに足る作業従事者等が確保されていたか。
	衛生管理	作業従事者等の健康状態の確認、指導及び記録等の衛生管理態勢は確立されていたか。 業務に必要な衛生用消耗品の準備状況、作業従事者の個人用被服等身だしなみは良好だったか。
朝、昼、夕各食の食器洗浄作業時	食器、食缶等の洗浄状況	官側の指定した要領に基づき、食器、食缶等の洗浄・手入れを行ったか。
		指定した数量の食器、食缶等を、時間内に洗浄したか。
朝、昼、夕各食の清掃作業時	清掃状況	官側の指定した要領に基づき、食器洗浄室、食卓、椅子及び食卓備付品の清掃を行ったか。
朝、昼、夕各食の作業終了時	器具・用具等の洗浄状況等	官側の指定した要領・頻度に基づき、器具等の洗浄・清掃・格納がなされていたか。
		器具等の員数は不足していなかったか。

### 4 その他の指示

#### 4.1 衛生に関する事項

衛生に関する事項は、次による。

- a) 受託者は、厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル（以下、“マニュアル“という。）」に定める調理従事者等の衛生管理に基づき、作業従事者の衛生管理を行うものとする。
- b) 作業従事者に係る食中毒等が発生し、損害賠償が求められる等、官側が損害を被った場合には受託者が官側に対し損害賠償の責任を負う。
- c) 受託者は、官側がマニュアル別紙に示す従業者等の衛生管理点検表の点検項目に不備を確認し、不適格と指示した者は、就業させてはならない。
- d) 作業従事者等の、新型コロナウイルス及びノロウイルスを含む感染症罹患からの復帰に関しては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）に基づくとともに、必要な検査費用等は、受託者の負担によるものとする。

## 4.2 提出書類

受託者が、官側に提出する書類は、**表4**のとおりとする。

**表4**—提出書類一覧

提出書類名	提出頻度	提出時期	備考
作業従事者一覧	年1回	業務開始 14日前まで	提出後、作業従事者等に変更があれば、その都度提出する。
作業従事者菌検索結果	月1回以上	毎月25日まで（ただし、受託年度4月分は業務開始7日前まで）	1 菌検索結果には、腸 簡出血性大腸菌検査を 含めること。（10月から 3月までの間には月に1回 以上又は必要に応じてノロ ウイルスの検査を含めるこ と。） 2 菌検索実施期間発行 の結果を提出する。 3 作業従事者等に変更が あれば、その都度提出す る。
作業従事者勤務割振 表 (勤務予定表)	月1回	翌月分を前25日まで	1 受託年度4月分は、業 務開始の7日前までとす る。 2 従事者の変更の都度提 出し、官側の確認を受け るものとする。
作業完了届	月1回	当月分を翌月1日まで	

※ 提出時期に間に合わないことが予想された場合、受託者は速やかに官側へ通知し、今後の対応につ  
いて協議するものとする。

## 4.3 作業の完了届

作業の完了届は、官側があらかじめ定める期間の終了時に官側の定める様式により行うものとする。

## 4.4 仕様書に関する事項

受託者は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。